

鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金 Q & A

1 申請の条件

(1) 申請者

Q. 補助金を申請できるのは誰ですか

→A. 旅行者本人又は旅館・ホテル（宿泊施設）が申請できます。

(2) 2府県2連泊以上

Q. 2府県2連泊以上の意味を教えてください。

→A. 1. 鳥取県の（旅館業法上の）宿泊施設に宿泊し、
 2. 鳥取県内に宿泊した前の日か次の日に対象地域（岐阜県、京都府（京都市内除く）、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）において、（旅館業法上の）宿泊施設に宿泊することです。

(例) ○ 補助対象になる

宿泊日	9/2	9/3	9/4	県内宿泊の前後に対象地域に宿泊 9/2～4の宿泊が対象になります
宿泊場所	岡山市 対象地域	鳥取市 県内	松江市 対象地域	
宿泊日	9/2	9/3	9/4	県内宿泊の後に対象地域に宿泊 9/3～4の宿泊が対象になります
宿泊場所	対象外地域	鳥取市 県内	松江市 対象地域	
宿泊日	9/2	9/3	9/4	県内宿泊の前に対象地域に宿泊 9/2～3の宿泊が対象になります
宿泊場所	岡山市 対象地域	鳥取市 県内	対象外地域	

(例) × 補助対象にならない

宿泊日	9/2	9/3	9/4	県内宿泊の前に対象外地域での宿泊を挟んで対象地域に宿泊 対象地域に2連泊の条件を満たしていません。 ※鳥取県内分も対象になりません
宿泊場所	高知市 対象地域	対象外地域	鳥取市 県内	
宿泊日	9/2	9/3	9/4	県内宿泊の後に対象外地域での宿泊を挟んで対象地域に宿泊 対象地域に2連泊の条件を満たしていません。 ※鳥取県内分も対象になりません
宿泊場所	鳥取市 県内	対象外地域	岐阜市 対象地域	
宿泊日	9/2	9/3		鳥取県の宿泊施設に宿泊していません。 ※鳥取県内分も対象になりません
宿泊場所	鳥取市 県内の自宅に宿泊	松江市 対象地域		

宿泊日	9/2	9/3	(旅館業法上の) 宿泊施設以外に宿泊 対象地域に 2 連泊の条件を満たしていません。 ※鳥取県内分も対象になりません
宿泊場所	鳥取市	松江市	
	県内	対象地域の 自宅に宿泊	

(例) △ 一部補助対象になる

宿泊日	9/2	9/3	9/4	9/5	連続宿泊となる後半の 2 泊が 補助対象。 ○ 鳥取県、島根県 × 高知県
宿泊場所	高知市	対象外地域	鳥取市	松江市	
	対象地域		県内	対象地域	

宿泊日	9/2	9/3	9/4	9/5	自宅宿泊は対象外。 連続宿泊となる後半の 2 泊が 補助対象。 ○ 鳥取県、島根県 × 高知県
宿泊場所	高知市	鳥取市	米子市	松江市	
	対象地域	県内の 自宅に宿泊	県内	対象地域	

Q. 連続して泊まらないといけないですか。例えば、自宅が東京で、京都に泊まって、いったん東京に帰って、次に鳥取に泊まったら補助金をもらえますか。

→A. 連続して泊まらないと対象になりません。お尋ねの場合は、対象になりません。

Q. 途中で対象外の都道府県に宿泊しても大丈夫ですか？

→A. 途中で対象外の都道府県に宿泊した場合は対象外となります。ただ、対象外の都道府県に宿泊の前後で対象府県に 2 府県以上、合計 2 泊以上された場合は、その部分は対象となります。

(3) 対象地域

Q. ○○市は OK、○○市は×、などの対象地域はどのように確認できますか。

→A. 対象地域は岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県の全域と京都市を除く京都府全域です。

(4) 対象となる宿泊期間

Q. いつ泊まった分が申請できますか。補助金を申請できるのは誰ですか

→A. 8月31日から11月30日までの間の宿泊が対象になります。ただし、8月27日以前に予約されたものは対象になりません。

Q. 連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。

→A. 11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象になりません。
また、それ以前に鳥取県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊があることが条件です。
例えば 11 月 30 日に鳥取県、12 月 1 日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。

(5) 補助額

Q. いくら補助されますか。

→A. 1泊あたり4,000円(税抜)、最大5泊分が補助されます。(他県での宿泊は含みません)
宿泊料が(税抜)4,000円未満の場合は、宿泊料全額(消費税分除く)が補助されます。

Q. 消費税は対象になりますか。

→A. 対象になりません。

(例) 1泊あたり3,240円(税込)の場合は、消費税分240円は自己負担(宿泊客にご負担いただくこと)になります。

Q. 入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？

→A. 入湯税や消費税を含めない料金が対象となります。

Q. 何回旅行しても対象になりますか。

→A. 通算して、最大5泊分が補助されます。(他県での宿泊は含みません)

Q. 連続5泊まで、となると、A県とB県に5泊ずつ、例えば、A県とB県を交互に5泊ずつ、10泊してもOKですか。

→A. OKです。問題ありません。

(6) 外国人観光客

Q. 外国人観光客は対象になりますか

→A. 宿泊施設が申請する場合は、対象になります。

旅行者が申請する場合は、日本国内で振込可能な金融口座をお持ちの場合に限り、対象になります。

(7) 子ども

Q. 子どもは対象となりますか？

→A. 子どもも4,000円上限で対象となります。

2 申請の時期

(8) 申請時期

Q. いつ申請すればいいですか。

(宿泊客向け)

→A. 旅行終了後に必要書類をそろえて申請してください。申請期限は平成30年12月7日です。それ以降の申請及び12月7日時点で必要書類のそろわなかった申請は受付することができません。

また、書類の整った申請書の受付順に交付します。予算額を使い切った場合はその時点で補助

終了となりますので、旅行終了後は速やかに申請してください。

なお、予算残高が少なくなった場合は、ホームページで情報提供いたします。

(宿泊施設向け)

→A. 対象者のチェックアウト後に必要書類をそろえて申請してください。申請期限は平成30年12月7日です。それ以降の申請及び12月7日時点で必要書類のそろわなかった申請は受付することができません。間に合わない可能性がある場合は事前にご相談ください。

また、書類の整った申請書の受付順に交付します。予算枠は事前に要望をいただいた旅行事業者分は確保していますが、事前要望いただいていない分は先着順になり、予算を使い切った場合はその時点で補助終了となりますので、旅行事業者に事前に要望の有無を確認してください。

3 申請の様式・申請方法

(9) 申請書様式

Q. 申請書の書き方を教えてください。

→A. 記入例とチェックリストをご覧の上、記入してください。それでも不明な点がある場合には、11府県ふっこう周遊割事務局（電話番号086-232-6525）にご連絡ください。

(10) 申請方法

Q. 友人同士で旅行した場合、それぞれが申請するのですか。

→A. 同一行程で旅行されている方はまとめて1枚で申請は可能です。

Q. 個人で申請をする場合は、申請書をいくつもの府県に送るのか。

→A. 宿泊した府県全てに別々に申請書を送付してください。

Q. 手間がかかるので一括して送ることはできないのか。

→A. 補助金は各府県ごとの予算で補助していますので、他の府県の分も交付することはできません。

Q. 旅行業者から補助金添付資料がもらえない場合はどうしたらよいか。

→A. 補助の対象となりませんので、事前割引による宿泊はできません。宿泊客個人で申請いただくよう旅行事業者にお伝えください。

Q. 鳥取県だけへ申請することは可能ですか？

→A. 可能です。ただし、鳥取県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊が対象となるため、他府県での宿泊分を含めたそれぞれの宿泊証明書が必要となります。

(11) 補助金添付書類

Q. 補助金添付書類は、どのように作成したらよいですか。

→A. 旅行代理店に作成を依頼してください。

宿泊者名・宿泊期間・宿泊日数・宿泊料総額等内容を確認し間違いがなければ添付してください。宿泊施設が作成しても問題ありませんが、必ず旅行代理店の押印をいただいでください。

(12) 口座振込依頼書

Q. 口座振込依頼書は毎回出すのか。

→A. 口座振替依頼書は最初の1回のみ提出いただければ2回目以降は提出の必要はありません。

(13) 宿泊証明書様式

Q. 宿泊証明書は必ず出さないといけないのか。

→A. 義務ではありませんが、県内での宿泊促進につながると考えておりますので可能な範囲でご協力ください。

Q. 宿泊証明書の様式は。

→A. 参考となる様式はお知らせします。

宿泊客の予約日、宿泊期間、宿泊人数、宿泊代金、証明書を発行される宿泊施設名、住所（法人にあってはその所在地）、代表者名、押印があれば、宿泊施設で用意している宿泊証明書・領収書でも問題ありません。

4 対象施設等

(14) 対象となる宿泊施設

Q. 旅館業法上の宿泊施設とは

→A. 旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設のことです。旅館・ホテル・簡易宿所（民宿等）のことです。旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設かどうかはお泊りになる宿泊施設にご確認ください。

Q. 民泊は対象になりますか

→A. お泊りの民泊施設が旅館業法に基づく許可を受けた簡易宿所等であれば対象になります。

(15) 指定宿泊施設

Q. 指定宿泊施設になるにはどうしたらいいですか。

→A. 県に申し出れば指定宿泊施設に指定いたします。
ただし、リスクの大きい制度です。

(例) 宿泊客の急なキャンセル等により2府県2泊以上を満たさなくなった場合は補助金を交付できません。その場合、宿泊施設自らが宿泊客に割引料金の返還交渉としないといけなくなります。返還いただけなくても県で損失補てん等を行うことはありません。

5 その他

(16) ネット予約

Q. ネットでの予約は対象になりますか。

→A. 対象になります。

(17) 日帰り

Q. 日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。

→A. 宿泊を伴わない場合は対象となりません。

(18) 対象となる料金

Q. 基本の宿泊料金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象としていいですか。

→A. 基本の宿泊プランに飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ代等が含まれており、宿泊料金と分けることが困難な場合は宿泊料金に含んでも構いません。